



2018年11月22日

各位

会社名 リネットジャパングループ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 黒田 武志
 (コード番号：3556 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員 社長室 山田 真澄
 (TEL 052-589-2219)

**第三者割当てによる第17回新株予約権
 (行使価額修正条項及び行使許可条項付) の発行に関するお知らせ**

当社は、2018年11月22日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当てによる第17回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2018年12月10日
(2) 発行新株予約権数	22,000個
(3) 発行価額	総額9,460,000円 (本新株予約権1個当たり430円)
(4) 当該発行による潜在株式数	2,200,000株(本新株予約権1個につき100株) 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は800円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は2,200,000株です。
(5) 調達資金の額	2,202,782,380円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1,001円 当社は、2018年12月11日以降2020年12月9日まで(同日を含みます。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額(当初800円とし、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合

	に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。）が存在する場合並びに下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載の行使許可期間が経過していない場合（但し、当該行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合を除きます。）には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割当予定先	<p>モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」といいます。）及び株式会社SBI証券（以下「SBI」といい、モルガン・スタンレーとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に、それぞれ以下に記載する数の本新株予約権を割り当てます。</p> <p>モルガン・スタンレー 15,400 個</p> <p>SBI 6,600 個</p>
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結する予定です。本第三者割当て契約において、割当予定先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められます。</p> <p>割当予定先は、本第三者割当て契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社のこれまでの取り組み

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し『ビジネスの力で、社会課題を解決する』を企業理念に掲げ、国内では実店舗を有しないインターネット特化型の「ネットリユース事業」と、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクル（小型家電リサイクル）の「ネットリサイクル事業」を複合的に展開し、各事業ともに様々な施策の下、事業拡大を図っております。

また、近年では、当社グループの成長事業の柱とするべく、「カンボジア事業」を展開、強化しております。当事業は、当社グループの成長事業の柱という位置付けのみならず、企業理念にもあるとおり、国際協力及びカンボジアの社会課題を解決しながらカンボジア経済の発展に資する事業とすることを目指しております。現在では、自動車販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業（注）、人材

送出し事業の4つの事業を中心に、各々の事業拡大を通じて、当社グループの成長及びカンボジア経済の発展に資する取り組みを行っております。

(注) マイクロファイナンス事業については、本「2. 募集の目的及び理由 (1) 当社のこれまでの取り組み」中の下記「<カンボジア事業> (マイクロファイナンス事業)」及び本「2. 募集の目的及び理由」中の下記「(3) 資金調達目的 ②カンボジアでの社会貢献活動ともなるマイクロファイナンス事業の運営に必要な資金の調達」をご参照ください。

<ネットリユース事業>

当事業は、NETOFF ブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・ジュエリー・携帯電話・スポーツ用品・楽器・フィギュア等多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店や Amazon 等の提携会社が運営するサイトを通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものです。

当事業が属するリユース業界において、当社が取り扱うメディア・ホビー商材のカテゴリーとしての市場規模は、中古市場の中でも最大のカテゴリー(注)になり、近年では実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が急激に加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いていく見通しにあります。

このような環境の下、インセンティブの強化や既存客のニーズを反映したサービスサイトの改善によるリピート率の向上、自社サイトを中心として、Amazon、ヤフーショッピング、楽天市場等販売チャネルの多様化を図ることで、新たな顧客獲得に繋げて参りました。

また、買取繁忙期における広告宣伝費を中心とした商材獲得コストの適正投入、粗利率等価格管理面の安定維持、セット品やホビー品等高収益商材の取扱い強化等の施策を通じて、着実な成長を実現することで、インターネットを活用したリユース品の取扱い企業として業界内では高いプレゼンスを築いております。

(注) 株式会社リフォーム産業新聞社のリサイクル通信「中古市場データブック 2018」によると、当社がサブセグメントとして定義している書籍とソフト・メディア類を合わせた「書籍メディア」に、玩具・模型の「ホビー・フィギュア」を合算した市場規模は2,641億円となっています。

<ネットリサイクル事業>

当事業は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」といいます。)の認定事業者免許をインターネットと宅配便を活用した回収スキームにて唯一取得しており、また、全国173の自治体(2018年10月16日現在)と提携の上、行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルとなっております。ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を有償で宅配回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスも有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等をリユース販売又はこれらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却する、インターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。

当事業に関する直近の外部環境として、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける入賞メダ

ルを小型家電リサイクル由来の金・銀・銅で製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が同競技大会組織委員会にて推進されることが正式決定し、今後、小型家電リサイクル市場が活性化される見通しにあります。2017年2月1日、同競技大会組織委員会にて、一般財団法人日本環境衛生センターが、小型家電リサイクル法の制度を活用し、全国の自治体等を通じて回収活動を行う事業協力者（代表者）として採択され、2017年2月2日には、環境省より、日本環境衛生センターの下で取り組みを推進する主要協力会社3社が公表され、うち1社に当社が選ばれております。

2013年4月に小型家電リサイクル法が施行されて以来、約5年半が経過し、自治体や認定事業者を中心とした回収及び適正処理の体制整備が進んできた一方、この新しい制度や「都市鉱山」としての小型家電リサイクルの意義が国民に浸透していないという課題がありました。今回、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が正式に始動することとなり、国民への制度の周知が進む新しいフェーズに入ることが期待されます。そのような中、当社は2020年に向け、提携自治体の拡大を推進するとともに、オリンピック及び都市鉱山リサイクルの機運を醸成する活動のサポートを通じて、回収率の向上による当事業の成長を実現すべく様々な取り組みを進めております。

<カンボジア事業>

当事業は、社会貢献活動の一環としてカンボジア国内の農業支援を行うために、日本でのリユース事業のノウハウを活かし日本国内にある中古の農機具をカンボジアで活用させる事業を JICA とともに始めたことがきっかけです。

現在では、自動車販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業、人材送出し事業の4つの事業を展開するとともに、人材育成を中心にカンボジア政府、日本政府、JICA と共同し、カンボジア国内における国際協力活動にも参画しております。カンボジア事業は当社の成長事業の新たな柱と位置付けており、今後更なる強化を図って参ります。

(自動車販売事業・リース事業)

カンボジアでは中古の車両、農機具に対する需要が旺盛だったことから、2017年11月15日に車両仕入・割賦販売を行う100%現地子会社の RENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTD を設立しました。事業開始以来、着実に販売台数を伸ばしており、2018年9月期の累計販売台数は451台と、2017年9月期の71台に比べ約5.4倍に増加しております。また、現地では車両リースのニーズも高いことから、2018年8月14日に当社51%：SBIホールディングス株式会社49%の出資比率にて、カンボジアにおけるリース会社 ELIN Leasing Plc. の株式の取得に合意し、リースによる車両の販売で今後更に販売台数を伸ばしていく計画です。現在、リース事業に関しては、カンボジア中央銀行への申請手続き中であり、承認が下り次第事業を開始いたします。

(マイクロファイナンス事業)

カンボジアにおける当社の社会貢献活動が認められ、2018年2月13日にフランスのNGO団体が運営するカンボジア国内のソーシャル・マイクロファイナンス機関である Chamroeun Microfinance Plc. の株式を取得し、貧困層へのマイクロファイナンスを通じて社会的な課題解決を図る事業に参入いたしました。また、2018年6月13日付でカンボジア中央銀行から同社株式の取得について承認されました。

同社は現在カンボジア国内に 21 店舗を有し、顧客数約 25 千人、融資総額約 15 億円規模での事業を展開しており、今後においてはカンボジアの高い経済成長に下支えされるマイクロファイナンスの高い利用需要から更なる成長を見込んでおります。

(人材送出し事業)

カンボジア政府の要請により、カンボジア政府が管轄する職業訓練学校内で「機械整備コース」を開講し、人材育成を行ってきたことをきっかけに、2018 年 4 月 12 日にカンボジア技能実習生の日本へ送り出しを行う現地法人として、現地のパートナー企業と METREY HR Co.,Ltd (当社持分 36.5%) を設立しました。当事業では、自動車整備士を育成し、日本国内における人材不足解消とカンボジア国民の働き口創出を推進しております。2018 年 9 月期は 13 名の実習生を日本の製造工場に送り出すことが内定し、今後 2020 年 9 月期までに 1,000 名の実習生の送り出しを計画しております。

(2) 現状の経営課題及び成長戦略

当社はこれまでインターネットリユース企業として日本最大級の中古書店 NETOFF を運営し、日本全国の家庭に眠る本、DVD 等を宅配便で買取し E コマース販売するサービスを展開して業容を拡大してきました。その後、この宅配買取の仕組みを活用して、日本の家庭に眠るパソコン等の小型家電に含まれるレアメタル等のいわゆる「都市鉱山」と呼ばれる資源を回収するスキームを構築し、都市鉱山の掘り起こしのためのネットリサイクル事業として、2014 年 1 月に国の認可を取得し、業績を伸ばしてきております。なお、現在、全国で取扱いできる国の許認可事業者は当社含めて 2 社だけ、また、宅配便を活用した回収スキーム (PC・スマホから申込みを頂いたお客様に対し、ダンボール箱を送付しその箱にリサイクル品を詰めて宅配便で返送してもらうサービス) では当社だけとなります。

当社の主力事業であるネットリユース事業の市場は拡大を続けているものの、大手リユース企業によるネット販売の強化、顧客同士が直接取引を行う CtoC 市場におけるフリーマーケット企業の台頭等により、競争環境は厳しさを増しております。

このような環境の下、主力事業であるネットリユース事業はこれまで築き上げてきた優位性を活かし、ネットリユース市場拡大の恩恵を享受しつつ、コスト管理等の自助努力による利益成長を目指していくとともに、当社が今後更なる成長を実現するため、国内では潜在的な成長ポテンシャルの高いネットリサイクル事業、海外では経済成長著しいカンボジア事業の強化が必要と考えております。

当社はこれらの現状を踏まえ、リユース事業の安定収益確保を除き、以下の 3 点を中長期的な成長戦略の柱として掲げ、重点的に取り組んでおります。

I. カンボジアにおける日系企業の代表的存在に

当社は現在カンボジア国内に於いて、当社が取扱う車両・農機具等の販売事業及びリース事業を展開しており、取扱台数を急激に増加させております。また、人材送出し事業では、カンボジアでのライセンスを取得するとともに、カンボジア政府とも連携し、同国最大規模の職業訓練校内における唯一の日系の送出し機関として自動車整備士等の教育を行いカンボジア国民の働き口として日本へ送り出しを行っております。更に、カンボジア中央銀行のライセンス承認を受けて展開するマイクロファイナンス事業では、自立を目指す主に貧困層の顧客 (8 割女性) へ少額融資を行っておりカンボジア国内 21 店舗を有する企業として積極的にカンボジアの経済成長に一定の寄与を行っております。このように当社

は、カンボジア国内での4つの事業の積極的な活動を行っております。

また、送出し事業においてカンボジア政府機関内に当社事務所の設置許可を唯一受けている等カンボジア政府からも更なる期待を寄せられており、その期待に応えるべく既存事業を大きく成長拡大させ、更に新たな事業の着手も模索する等更なる取り組みを加速させております。

II. 日本国内の人材不足問題のソリューションの一助となる

日本政府は今年に入り、日本国内の人手不足問題を解決する方法の1つである外国人労働者の受け入れ拡大のため、新たな在留資格の創設等の方針を発表し、対策に乗り出しはじめました。

当社は現在、カンボジアに於いて日本向けの自動車整備士の技能実習生を教育し日本へ送り出しを開始しているところですが、今後、日本政府やカンボジア政府の架け橋として、自動車整備以外の業容に必要な様々な職種の人材教育を開始し、日本国内の大手企業等と連携しながらカンボジア人材の日本への送り出しを加速させていく予定です。

この当社の人材送出し事業の取り組みは、日本国内の人材不足問題を解決するソリューションの一助となるものと考えており、今後、外国人労働者の雇用を拡大する取り組みに対し、その期待に応えるべく既存事業を大きく拡大させ、更には新たな事業への着手も模索していきます。

III. ネットリサイクル事業の拡大を通じた、日本国内の障がい者雇用の拡大と働き場所の提供

当社が推進しているネットリサイクル事業のパソコン解体作業は、知的障がい者の方々の手によって行われております。近年では、この知的障がい者の方の安定した雇用の確保、働き場所の拡大に対する当社の取り組みに深い理解を示して頂ける大手企業が増えてきており、大手企業で発生する使用済みのパソコンの処理及びリサイクルを当社に依頼する動きも出てきております。

これら当社の知的障がい者の雇用機会拡大の取り組みへの期待を受け、知的障がい者の雇用を創造していくモデルの新規事業を開始いたします。現在進めている「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」による需要拡大に加えて、知的障がい者の安定雇用に対する賛同者を増やすという社会問題の解決を通じた需要創出により、事業の成長を目指していきます。

(3) 資金調達の目的

上記のような当社を取り巻く状況等を踏まえ、当社が企業としての成長と企業価値の増大を継続することで既存株主等のステークホルダーの利益の最大化につながると考えており、そのためには上記の成長戦略を着実に遂行していくことが非常に重要となっております。

今回の資金調達は成長戦略の3つの柱のうち7%を超える高い経済成長と共に高い収益を上げているカンボジア事業に焦点を当て調達した資金を集中させることが、将来的に増大することが期待されるカンボジア事業の収益力と、本調達により生じる株主持分の希薄化の規模を比較し合理的であると判断いたしました。具体的には、現在カンボジアで急伸している自動車販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業の事業拡大に向けた機動的な資金拠出ができるよう、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金需要に応じ必要となる資金を確保する目的で実施いたします。

① カンボジアでの車両・農機具等の乗用機械の需要に応えるために必要な資金の調達

カンボジア経済は内戦の経験を経て、直近8年は新興国・発展途上国全体の経済成長率を上回り、年7%を超えるペースで成長を遂げております。この旺盛な成長を支えているのは道路等のインフラや首都プノンペン及び首都郊外の至る所で目にするビル建物の建設ラッシュであり、首都は著しい変革を遂げております。また、乗用車、バイク、整地用の農機具に対する需要も旺盛で、特に首都プノンペンは乗用車の急激な増加に伴う交通ラッシュの激しさが増していることから、路肩整備といった道路拡張工事を行う等、急激な経済成長を象徴する動きが進んでおります。

このような中、当社の車両販売台数は増加傾向にあり、カンボジアにおける乗用車を中心とした旺盛な需要を更に取り込んでいくため、自動車販売事業を行う RENET JAPAN (CAMBODIA) Co., LTD、リース事業を行う ELIN Leasing Plc. に増資を行い、車両等の仕入を大幅に拡大させていくことといたしました。

② カンボジアでの社会貢献活動ともなるマイクロファイナンス事業の運営に必要な資金の調達

カンボジアでのマイクロファイナンス事業は、貧困層向けの少額融資を行うことによる自立支援等を目的とする社会貢献活動としての側面を有するため、純粋な利益を追求する金融事業とは性質が異なりますが、この事業は現在カンボジア国内の法律に定められた上限貸付金利及びカンボジア国内で一般的に使用されている貸付金利である18%を適用することにより、高い利益を生み出す事業となっております。

但し、この事業を安定的に継続、成長させるためには低い貸倒率の確保と低い事業運営コストの維持管理が必要であり、また、本事業を安定的に運営するための十分な運営資金の確保が重要となります。

当社が今後も継続してマイクロファイナンス事業の安定運営を実現させていくことは、高い収益を上げる事業であること、かつ、カンボジア国内の社会貢献活動に資する事業という、当社の理念である「ビジネスのちからで社会課題を解決する」に正しく合致しており、企業価値の最大化に向けた施策となっております。

また、カンボジアの急伸びしている経済成長と比例するように、顧客数も増加していることから、旺盛な融資需要の取り込みを通じて今後も高収益事業の成長を遂げることが可能となるため、Chemroeun Microfinance Plc. へ運営資金を供給していくことといたしました。

なお、事業継続には貸倒リスクの低減管理も重要となりますが、Chamroeun Microfinance Plc. は、マイクロファイナンスでは世界最大のグラミン銀行から引き継いだ5人組制度（注）による相互監視システム等を導入することで貸倒リスクの低減を図っており、現在の貸倒率は市場平均以下の水準に抑えることができています。

（注）5人組制度とは、無担保融資を基本としたグラミン銀行のグループによる返済システムです。

まず、前提として、基準としては土地を全く有していない、あるいはおよそ600坪未満の土地しか有していない者で構成された5人グループを作り、グループの中でグループ長と書記を決定し、いくつかの試験を経てメンバーが決定されます。

かかるグループのメンバーに対する融資は無担保で行われますが、この5人グループが返済に対して連帯責任を負います。そして、融資を受けた一人の返済が滞ると、そのグループメンバーが連帯して融資を受けられなくなるという仕組みになっています。この仕組みが担保の代わ

りとなっております、いわば「信頼」を担保とした制度といえます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、当初固定されておりますが、当社は、2018年12月11日以降2020年12月9日まで（同日を含む。）の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。）が存在する場合並びに下記の行使許可期間が経過していない場合（但し、当該行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合を除きます。）には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本第三者割当て契約を締結いたします。すなわち、割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき当該割当予定先が本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。さらに、割当予定先は、原則として、当該申請の時点で、①当該申請の直前になされた行使許可が、当該割当予定先に対するものである場合（但し、(i)当該割当予定先が連続して行使許可を受けることにつき、他の割当予定先が同意した場合、(ii)他の割当予定先が、当該割当予定先による行使許可の申請に係る本新株予約権を保有していない場合、及び、(iii)本新株予約権の行使期間の最終3ヶ月間を除きます。）、及び②当該申請に係る行使許可期間が、他の割当予定先に対して付与された行使許可期間と重複する場合（但し、(i)重複する行使許可期間において、他の割当予定先が行使することができる全ての本新株予約権を行使した場合、及び、(ii)本新株予約権の行使期間の最終3ヶ月間を除きます。）には、行使許可の申請を行うことはできません。

なお、行使許可は、割当予定先それぞれに対して独立して付与されるものとし、一方の割当予定先が行使許可を取得した場合であっても、他方の割当予定先は、自ら行使許可を取得しなければ、本新株予約権を行使することはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準

等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日（2020 年 12 月 10 日）に、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得します。

（２）資金調達方法の選択理由

上記「（１）資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。

当社は、今回の資金調達に際し、以下の「（本スキームの特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

（本スキームの特徴）

[メリット]

- ① 当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権の行使価額は、当初固定されておりますが、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、800 円を下限として、本新株予約権者に行使価額修正の通知が行われる日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 91%に相当する金額に修正することが可能であり、当初行使価額を一定程度上回って株価が上昇した場合には、当社取締役会の決議による行使価額の修正により資金調達額を増額することが可能です。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 2,200,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ④ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されております。

[留意点]

- ① 本スキームは、当社の行使許可のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達となされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。
 - (ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
 - (ウ) 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (エ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。
- ② 当社は、当社取締役会の決議により本新株予約権の行使価額の修正を行うことができますが、当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある未公表の事実を保有している場合及び行使許可期間中（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点まで）は、行使価額修正の決議及び通知を行うことができないため、市場株価に応じた機動的な調達ができない可能性があります。
- ③ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ③ 第三者割当てによる新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しておりますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑤ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手

数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

- ⑥ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	2,211,660,000円
本新株予約権の払込金額の総額	9,460,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	2,202,200,000円
② 発行諸費用の概算額	8,877,620円
③ 差引手取概算額	2,202,782,380円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（9,460,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（2,202,200,000円）を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 2, 202, 782, 380 円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① RENET JAPAN(CAMBODIA)CO., LTDへの追加出資及び運転資金の貸付	1, 152	2019年3月～ 2019年6月
② ELIN Leasing Plc. への追加出資	350	2019年3月～ 2019年9月
③ Chamroeun Microfinance Plc. の運転資金の貸付	700	2019年3月～ 2019年9月
合計	2, 202	—

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

①及び② RENET JAPAN(CAMBODIA)CO., LTD 及び ELIN Leasing Plc. への追加出資及び運転資金の貸付について

カンボジアでの車両等の乗用機械の割賦、リース販売にあたっては、顧客の代金支払方法が多様化しており、当社も顧客のニーズに合わせた販売形態を行う必要があることから、それぞれの販売形態に合わせた会社を設立して対応しております。カンボジアでは、経済成長に合わせて車両保有の需要が旺盛になってきており、今後も増加していくと予想される需要を安定的に取り込むために、充実した仕入資金が必要になります。

このような状況の下、当社は円滑な車両等の販売事業を継続させるために必要な1台当たりの車両仕入単価約20,000米ドルの約700台分に相当する資金として、本新株予約権により調達する資金のうち、1,000百万円をRENET JAPAN(CAMBODIA)CO., LTDの増資に、152百万円を同社の運転資金として貸付金に、350百万円をELIN Leasing Plc. の増資に充当する予定です。

なお、本事業は、在庫リスクを低減するため注文販売形式（顧客から注文を受け、仕入・販売を行う）としており、注文を受けた際には、顧客から購入の意思確認及び審査を行い、その上で車両の仕入を行うことで、在庫リスクの低減を図っております。

③ Chamroeun Microfinance Plc. の運転資金の貸付について

カンボジアの急伸している経済成長と比例するようにマイクロファイナンス事業の顧客数も増加しており、当社が旺盛な融資需要を取り込むためには、十分な資金を確保していく必要があります。このような状況の下、当社は、マイクロファイナンス事業を持続的に成長させるために必要な融資の原資となる運転資金として、本新株予約権により調達する資金のうち、700百万円をChamroeun Microfinance Plc. への貸付金に充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、当該時点の状況に鑑み別途借入金等により必要な資金を調達する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記①乃至③の各資金使途のうち、支出時期が到来したものから、順次充当いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下「プルータス」といいます。）に依頼しました。プルータスは、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性を勘案し、本新株予約権の価値算定を実施しております。価値評価に当たっては、①割当予定先は随時行使許可申請を行い、株価水準に留意しながら、株価が下限行使価格を上回っている場合に行使がされること、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら、株価が下限行使価格を上回っている場合において、割当予定先から行使許可申請を受けた場合は、基本的に60取引日に1回行使許可を行い、取得条項の発動は想定しないこと等を仮定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額となる金430円と決定いたしました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は2,200,000株（議決権数22,000個）であり、2018年9月30日現在の当社発行済株式総数9,058,500株及び議決権数90,563個を分母とする希薄化率は24.29%（議決権ベースの希薄化率は24.29%）に相当します。

なお、①両割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は2,399,800株（議決権数23,998個）、割当後の総議決権数に対する所有議決権数

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の割合は21.32%となる見込みです（なお、割当後の所有株式数及び議決権数には、2018年9月30日時点でSBIが保有している当社普通株式199,800株及び議決権1,998個を含みます。）。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の2,200,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約4,400株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高298,397株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

<モルガン・スタンレー>

(1) 名称	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	62,149百万円 (2018年6月30日現在)		
(6) 設立年月日	1984年4月16日 (モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店の設立日)		
(7) 発行済株式数	100,000株 (2018年6月30日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	683名 (2018年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	機関投資家、政府機関、事業法人及び金融法人		
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	MM パートナークシップ 88.51% モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 0.05%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
純資産	152,883	166,587	173,591
総資産	6,181,891	7,323,971	7,231,164
1株当たり純資産(円)	1,726,133.74	1,880,859.64	1,959,935.17
純営業収益	91,801	103,526	88,584
営業利益	33,613	42,632	28,709
経常利益	33,718	42,506	28,508
当期純利益	21,970	29,017	19,677
1株当たり当期純利益(円)	248,204.96	327,815.04	222,301.08
1株当たり配当金(円)	124,107.00	163,910.00	222,305.00

(注) モルガン・スタンレーは東京証券取引所の取引参加者であり、また、その親会社であるMorgan Stanleyの株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されております。モルガン・スタンレーは金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

モルガン・スタンレーは、反社会的勢力に対する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページ

ージにおいて公表しております。また、当社は、モルガン・スタンレーがかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するためのコンプライアンス体制を確立していることを、モルガン・スタンレーからのヒアリング等により確認しております。以上を踏まえ、当社は、モルガン・スタンレー及びその役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

<SBI>

(1) 名称	株式会社SBI証券		
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	48,323百万円 (2018年6月30日時点)		
(6) 設立年月日	1944年3月30日		
(7) 発行済株式数	3,469,559株 (2018年6月30日時点)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	723名 (2018年6月30日時点)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※同社はSBIホールディングス株式会社の100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	2018年9月30日現在において、当社普通株式を199,800株（発行済株式総数の2.21%）保有しております。（注2）		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社の主幹事証券会社であります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
連結純資産	177,241	192,465	214,568
連結総資産	1,974,648	2,559,387	3,031,602
1株当たり連結純資産(円)	51,152.43	55,097.44	61,308.64
連結営業収益	89,786	90,464	116,716
連結営業利益	39,881	37,972	53,570
連結経常利益	39,889	37,973	53,798
親会社株主に帰属する 当期純利益	28,087	27,798	36,812
1株当たり当期純利益(円)	8,114.06	8,022.86	10,610.26
1株当たり配当金(円)	2,888.87	4,323.32	4,323.32

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (注) 1. SBIは金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。また、SBIの完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2018年8月1日）の「IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、SBIの担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。なお、SBIは、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。
2. SBIは、2018年9月30日現在において、当社の発行済普通株式を合計で650,000株（発行済株式総数の7.18%）を保有する複数の投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるSBIインベストメント株式会社の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社の完全子会社に該当します。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先であるモルガン・スタンレー及びSBIのほか、国内外の金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。その結果として、当社は、モルガン・スタンレーより提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、モルガン・スタンレーが当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定いたしました。またSBIが、①東証マザーズ

上場申請にあたっての主幹事証券として、当社の財務的なニーズをはじめとした諸テーマを深く理解し、共有していること、②個人投資家を中心とした厚い顧客基盤を通じて、当社の株式への投資家の需要動向の把握に基づき今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できることを勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員であるモルガン・スタンレー及びSBIによる買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の割当予定先の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

<モルガン・スタンレー>

モルガン・スタンレーからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、同社の2018年3月期の有価証券報告書及び2019年3月期の第2四半期報告書に記載されている財務諸表により、当社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

<SBI>

SBIからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2018年3月期の有価証券報告書及び2019年3月期の第2四半期報告書に記載されている財務諸表により、当社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

当社は、割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本第三者割当て契約の締結日以降、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、本第三者割当て契約の締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券（以下総称して「本証券」といいます。）の発行を行わないことを合意する予定です。但し、(i)当社の役員、従業員並びに当社の子会社及び関連会社（もしあれば）の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ii)譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行又は交付する場合、(iii)本第三者割当て契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(iv)当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合、(v)会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合、並びに(vi)吸収分割、株式交換又は合併に伴い当社の株式を交付する場合を除外することとする予定です。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2018年9月30日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率（%）
黒田 武志	2,374,500	26.21
株式会社TKコーポレーション	495,000	5.46
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	454,683	5.02
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	222,750	2.46
豊田通商株式会社	221,500	2.45
坂本 孝	221,000	2.44
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	205,715	2.27
株式会社SBI証券	199,800	2.21
株式会社ハードオフコーポレーション	150,000	1.66
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	148,930	1.64

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による2019年9月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
売上高	3,729,330	3,708,183	4,535,871
営業利益又は営業損失（△）	150,937	49,262	8,068
経常利益又は経常損失（△）	171,759	47,174	48,836
親会社株主に帰属する 当期純利益	149,270	62,922	23,838
1株当たり純資産額（円）	57.02	94.88	101.90
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり当期純利益金額（円）	18.60	7.16	2.63

（注）1. 当社は、2017年3月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、2017年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 2018年9月期の数値について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2018年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,058,500株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,358,700株	15.0%

（注）上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度並びに第14回、第15回及び第16回新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
始値	—	3,530円 □706円	508円
高値	—	7,350円 □1,470円	1,112円
安値	—	1,004円 □464円	466円
終値	—	□511円	1,056円

（注）1. 当社は2016年12月20日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

2. 2017年9月期の□印は2017年3月1日付株式分割（普通株式1株を5株に分割）による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	2018年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	591 円	716 円	695 円	919 円	1,079 円	750 円
高 値	758 円	840 円	936 円	1,112 円	1,092 円	975 円
安 値	586 円	657 円	608 円	867 円	688 円	730 円
終 値	716 円	700 円	894 円	1,056 円	758 円	928 円

(注) 2018年11月の株価については、2018年11月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2018年11月21日
始 値	903 円
高 値	956 円
安 値	892 円
終 値	928 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式の発行及び自己株式の処分（新規上場時）

払込期日	2016年12月19日
調達資金の額	213,868,000円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき1,683.60円
募集時における発行済株式数	1,643,900株
当該募集による発行株式数	130,000株（内訳：新株式91,000株、自己株式39,000株）
募集後における発行済株式総数	1,734,900株
発行時における当初の資金使途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資、その他のシステム投資等
発行時における支出予定時期	2017年9月期～2020年9月期
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります。

・オーバーアロットメントの売出しに係る第三者割当てによる新株式の発行

払込期日	2017年1月20日
調達資金の額	63,135,000円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき1,683.60円
募集時における発行済株式数	1,734,900株
当該募集による発行株式数	37,500株
募集後における発行済株式総数	1,772,400株
割当先	株式会社SBI証券
発行時における当初の資金使途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資、その他のシステム投資等
発行時における支出予定時期	2017年9月期～2019年9月期
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります。

以 上

リネットジャパングループ株式会社
第 17 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

リネットジャパングループ株式会社第 17 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2018 年 12 月 10 日

3. 割当日

2018 年 12 月 10 日

4. 払込期日

2018 年 12 月 10 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社に本新株予約権 15,400 個を、株式会社 SBI 証券に本新株予約権 6,600 個を、それぞれ割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,200,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

22,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 430 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 4.30 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,001円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、2018年12月11日以降2020年12月9日まで（同日を含む。）の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が800円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 上記第(1)号にかかわらず、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する

る新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2018年12月11日から2020年12月10日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、2020年12月10日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 430 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 名古屋駅前支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上